

令和8年度 六戸町クマ類捕獲等対策計画

令和8年1月6日作成

令和8年4月 1 日から
令和9年3月31日まで
六 戸 町

目 次

1	背景及び目的	p	1
2	対象とする指定管理鳥獣の種類	p	1
3	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間	p	1
4	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域	p	1
5	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標	p	4
6	指定管理鳥獣捕獲等事業の内容（捕獲等の方法）	p	4
	（1）使用する猟法と規模	p	4
	（2）作業手順等	p	4
	（3）捕獲等した個体の放置に関する事項	p	5
	（4）夜間銃猟に関する事項	p	5
7	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制	p	6
8	住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項	p	6
	（1）住民の安全の確保のために必要な事項	p	6
	（2）指定区域の静穏の保持に必要な事項	p	6
9	その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項	p	6
	（1）事業において遵守しなければならない事項	p	6
	（2）事業において配慮すべき事項	p	6
	（3）地域社会への配慮	p	6

1 背景及び目的

(背景)

六戸町は、令和5年度においてクマの出没件数は9件、捕獲頭数は0頭であった。令和6年度においては、出没件数は11件、捕獲頭数は0頭という状況であった。

全国的に有害鳥獣の被害が多発しており、今後、六戸町においても人の生活圏においてクマが出没し、被害が発生するおそれがある。

(目的)

本事業は、青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次ツキノワグマ）に基づき、目撃情報や被害状況から、クマの生息場所が里地や林縁部に拡大されていることが想定されるため、人の生活圏における出没件数の減少、人身被害の発生や経済活動への影響の未然防止を目的に、箱わな又はドラム式わなを用いた捕獲事業を実施する。

2 対象とする指定管理鳥獣の種類

ツキノワグマ (*Ursus thibetanus*)

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

事業名	実施区域名	実施期間
クマ類捕獲等 対策捕獲事業	犬落瀬地区（六戸都市計画に定める市街化区域及び都市計画公園に限る。） たての台団地地区 小松ヶ丘地区 金矢工業団地地区	(1) 事業期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日 (2) 捕獲作業を行う期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

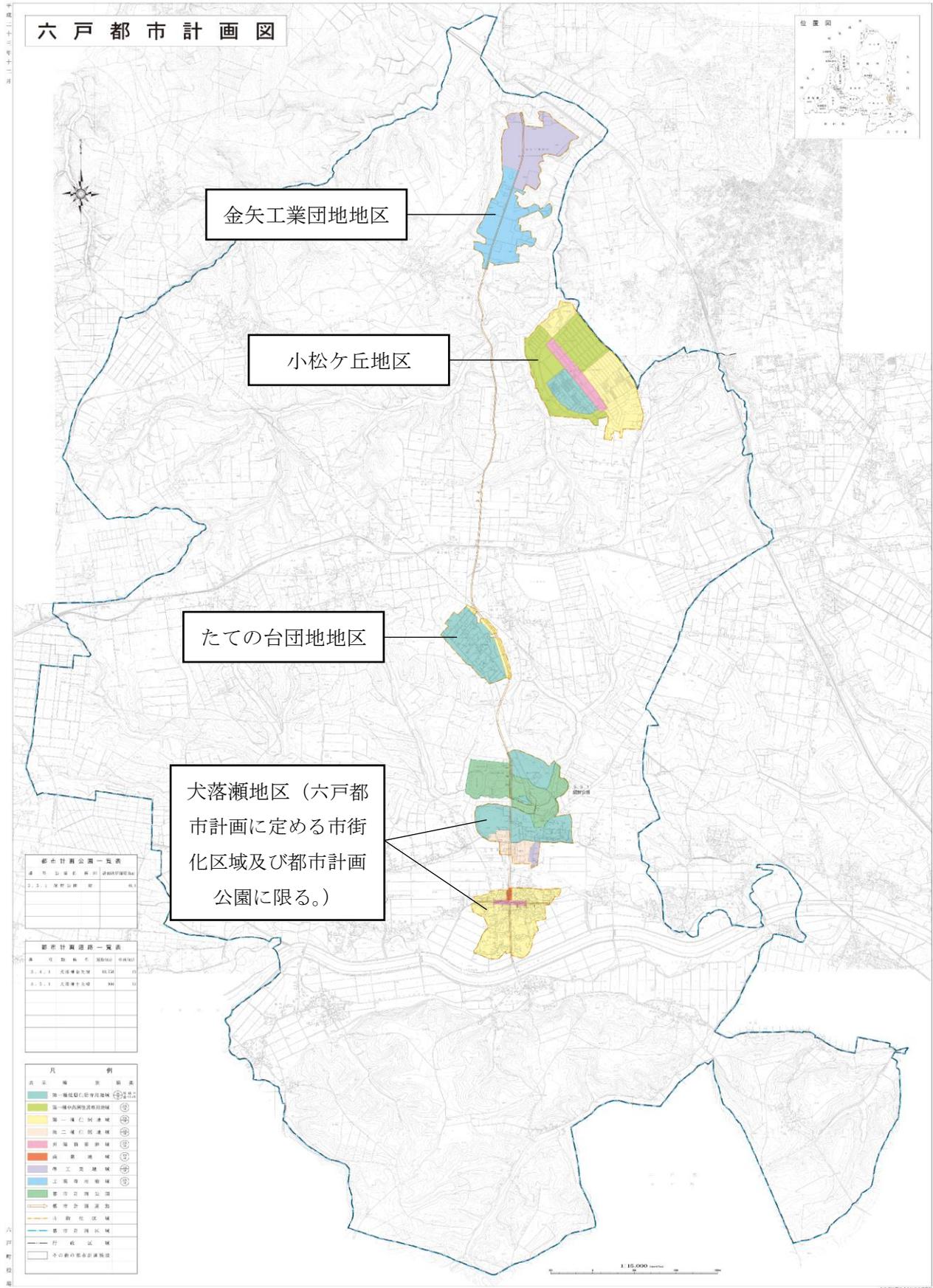
4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

市町村	地区名	選定理由	他法令等
六戸町	犬落瀬地区 (六戸都市計画に定める市街化区域及び都市計画公園に限る。)	当該地区は、公共施設や学校等が存在し、人家や商店も多い。今後周辺河川や田畑を経由してクマが出没し人身被害が発生するおそれがあることから、出没件数を抑制し、人身被害の未然防止を図る必要がある。	なし。

たての台団地地区	当該地区は、人家が多い地区であり、周辺に山林が存在するためクマが出没し人身被害が発生するおそれがあることから、出没件数を抑制し、人身被害の未然防止を図る必要がある。	なし。
小松ヶ丘地区	当該地区は、人家が多い地区であり、周辺に山林が存在するためクマが出没し人身被害が発生するおそれがあることから、出没件数を抑制し、人身被害の未然防止を図る必要がある。	なし。
金矢工業団地地区	当該地区は、工場等が多い地区であり、周辺に山林が存在するためクマが出没し工場の従業員や工場への被害が発生するおそれがあることから、出没件数を抑制し、人身及び工場の被害の未然防止を図る必要がある。	なし。

【実施区域位置図】

実施区域：市街化区域及び都市計画公園



5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

事業実施区域	捕獲目標
	クマ類捕獲等対策捕獲事業
犬落瀬地区（六戸都市計画に定める市街化区域及び都市計画公園に限る。）	2頭
たての台団地地区	2頭
小松ヶ丘地区	1頭
金矢工業団地地区	1頭
合 計	6頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容（捕獲等の方法）

（1）使用する猟法と規模

事業実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
	クマ類捕獲等対策捕獲事業	
犬落瀬地区（六戸都市計画に定める市街化区域及び都市計画公園に限る。） たての台団地地区 小松ヶ丘地区 金矢工業団地地区	箱わな又はドラム式わなによる捕獲とする。 なお、止め刺しには電気又は猟銃を用いることとする。	1 2か月 箱わな 1 基程度 ドラム式わな 1 基程度

（2）作業手順等

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、以下の手順で進めるものとし、六戸町の担当部局の職員（以下、「担当者」という。）と捕獲活動に従事する狩猟免許保持者（以下、「捕獲者」という。）と調整の上、決定する。

ア 関係者等との調整

担当者は業務の実施に当たって、関係機関（国、県、警察、消防、医療機関等）と連携・協力して、関係者等（土地所有者、地域住民、狩猟者団体等）との調整を行い、合意形成を図るものとする。また、捕獲の実施に係る許可手続きを行い、捕獲者に対して許可証や従事者証を発行するものとする。

イ 捕獲等の実施

捕獲者はアで発行された許可証に基づき、捕獲作業を実施するものとする。

ウ 捕獲従事者証の携行

捕獲者は従事者証を携行し、捕獲に従事するものとする。

エ 安全管理

- ・ 担当者は、安全管理体制を構築するものとする。
- ・ 担当者は、交通の妨げとなるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為等のないように十分に注意を払うとともに、事故防止に最大限の注意を払うものとする。
- ・ 担当者は、事業実施に影響を及ぼす事故、人身事故又は第三者に対して損害を与える事故が発生した時は、業務計画の緊急時の体制及び対応に基づき応急措置を講じるものとする。
- ・ 捕獲作業に当たっては、関係機関（国、県、警察、消防、医療機関等）との連携体制について整備を行うものとする。

オ 捕獲した個体の回収・処分方法

捕獲した個体は、原則として、法令に従って焼却処分又は埋設処分することとする。

カ 錯誤捕獲の場合の対応

ツキノワグマ以外の獣が捕獲された場合は、原則として放獣する。ただし、指定管理鳥獣や外来種である鳥獣が捕獲された場合は、クマの処理方法と同様の方法を取り、適切に処分するものとする。なお、指定管理鳥獣や外来種である鳥獣が捕獲されることが十分想定される場合は、担当者は予めそれらについても捕獲許可証を発行するものとする。

キ 捕獲情報の収集及び評価

担当者は、捕獲個体について、別に定める調査様式により捕獲日、捕獲地点、捕獲方法、オス・メス別、幼成獣別等を記録し、現地確認を行うものとする。

ク 事業報告書の作成

業務終了後、担当者は、捕獲情報（捕獲数（オス・メス別、幼成獣別等）、目撃数、捕獲場所、捕獲作業の風景写真等）を整理し記録する。

ケ 効果の検証等

捕獲数や捕獲位置情報のほか、捕獲等の方法、費用などの効果から、目標の達成状況、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果及び妥当性を検証し、次期六戸町捕獲計画の策定に向けて改善すべき事項の検討を行うものとする。

(3) 捕獲等をした個体の放置に関する事項

実施しない。

(4) 夜間銃猟に関する事項

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

事業主体	六戸町
実施形態	直営
想定される捕獲従事者	青森県猟友会六戸支部 会員

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・ 地域住民や関係者に対し事業内容に関して十分な周知を図るものとする。
- ・ わなを利用する場合は、わな本体及び周辺の見やすい場所に標識、注意看板の掲示を行う。
- ・ 県民などから捕獲に際し苦情を受けた場合には、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

原則として、社寺境内や墓地では捕獲を行わない。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

担当者と捕獲者間において十分に協議、調整をした上で事業を実施することとする。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・ 銃器の使用に当たっては、銃砲刀剣類所持等取締法や火薬類取締法などの関係法令を遵守し適切に使用する。
- ・ 連絡用無線機やドッグマーカ一等の無線機器は、電波法に定める技術基準に適合する「技適マーク」の付いた適切な機器を選定し、使用に当たっては電波法令を遵守し適切に使用する。
- ・ 国有林など捕獲業務を行うに当たって届出や許認可が必要な区域で業務を行う場合、法令に従って事前に管轄機関に対し手続きを行う。
- ・ 猛禽類等の鉛中毒被害を防ぐため、可能な限り非鉛弾を使用するよう努める。

(3) 地域社会への配慮

- ・ 実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会との軋轢が生じないよう配慮することとする。
- ・ 鳥獣管理について広く周知を図り、捕獲等の必要性について理解が得られるよう努めるものとする。